## 公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。 平成30年4月23日

世田谷区

### 1. 業務委託の概要

(1) 件名

北烏山二・三丁目地区地区計画策定支援等業務委託(その4)

#### (2) 目的

北烏山二・三丁目地区にある、烏山北住宅及び烏山松葉通り住宅について、老朽化による建替え計画が予定されている。建て替えにあたっては、地区の環境等に配慮した適切な誘導が求められる。また、団地周辺西側区域では、団地建替えを契機に一体的な街づくりに取り組む必要がある。

本件は、「北烏山二・三丁目地区地区計画」の策定に向けて検討を行うものである。また、団地周辺西側区域の地区街づくり計画策定に向けた検討と、隣接する北烏山二丁目北部地区の一部変更を行うものである。

#### (3) 対象地域

北烏山二丁目、三丁目各地内(図-1 区域図 参照)

# (4)業務内容

- ① 北烏山二・三丁目地区地区計画策定支援等業務委託(その4) 【平成30年度】
- ② 北烏山二・三丁目地区地区計画策定支援等業務委託(その5) 【平成31年度】
- ③ 北烏山二・三丁目地区地区計画策定支援等業務委託(その6)【平成32年度】 ※詳細は説明書による。

### (6)履行期間

平成30年7月中旬(予定)から平成33年3月19日(金)まで

※契約は年度ごとに行い、平成31年度以降の契約は、前年度の履行内容が良好と 認められること、かつ、当該契約に係る予算案が区議会で議決され予算配当があ ることを条件とする。

#### 2. 参加資格条件(実績等)

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (2)世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5)業務責任者又は業務担当者が過去5年間に、地区計画策定等に係る業務を行った実績 を有すること
- (6)業務責任者又は業務担当者が過去5年間に、市区町村の街づくりにおける住民参加型 会議の運営補助の実績を有すること

- 3. 提案書の提出者を選定するための基準、選定する概数 本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。
- 4. 提案書を特定するための評価基準
  - (1) 業務責任者及び業務担当者の資格と経歴
  - (2) 同種又は類似業務の実績
  - (3) 当該業務の実施体制
  - (4) 当該業務の実施方針及び実施手法
  - (5) 企画提案書の的確性と実現性
  - (6) ヒアリングでの説明内容の明確性
  - (7) 見積金額の妥当性

## 5. 手続等

(1)担当部署

〒157-8555 世田谷区南烏山六丁目22番14号(烏山総合支所1階) 世田谷区烏山総合支所街づくり課 街づくり担当佐川、星野、廣田

電話:03-3326-9618/FAX:03-3326-6159

- (2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法
  - ① 期 間: 平成30年4月23日(月)から5月9日(水)まで 土・日・祝日を除く9時から17時まで(正午から午後1時を除く。)
  - ② 場 所:上記(1)に同じ
  - ③ 方 法:希望者に無償配布する(区のホームページからダウンロード可)
- (3)参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法
  - ① 期 限:平成30年5月9日(水)17時まで
  - ② 場 所:上記(1)に同じ
  - ③ 方 法:持参又は郵送(Eメール及びファクシミリ可)※参加表明書を提出する前に、要電話連絡(方法について確認)※メールアドレス【SEAO223O@mb.city.setagaya.tokyo.jp】
- (4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法
  - ① 期 限:平成30年6月11日(月)17時まで
  - ② 場 所:上記(1)に同じ
  - ③ 方 法:持参又は郵送(書留郵便に限る)※提出期限必着

### 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本語通貨に限る。
- (2) 契約保証金【免除】
- (3)契約書作成【要】
- (4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意 契約により締結する予定の有無 【無】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 〔5(1)に同じ。〕
- (6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約 交渉の対象としない。
- (7)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (9) 詳細は、説明書による。



地区計画検討区域(予定)

団地周辺西側区域(予定)

地区計画変更区域(予定)

※ 地区計画変更区域は、地区計画区域の一部変更を予定している。